



基安発 1220 第 2 号  
平成 28 年 12 月 20 日

独立行政法人労働者健康安全機構理事長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長  
( 公 印 省 略 )

### リスク評価結果に基づく労働者の健康障害防止対策の徹底について

労働安全衛生行政の推進につきましては、日頃から格別の御支援、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、「化学物質のリスク評価検討会」において、酸化チタン(IV) (ナノ粒子を除く) 等 3 物質についてリスク評価を行い、今般その報告書を取りまとめたところです。

本報告書を踏まえ、下記のとおり労働者の健康障害防止対策について取りまとめましたので、貴団体の会員、傘下事業場等の関係者に対し、周知くださいますようお願い申し上げます。

また、本報告書に係る報道発表資料を別添として添付するとともに、報告書全文 (本文及び別冊) を厚生労働省のウェブサイト

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000145756.html>)

に掲載していますのでお知らせします。

### 記

#### 1 詳細リスク評価を行った物質について

##### (1) 酸化チタン(IV) (ナノ粒子を除く)

詳細リスク評価の結果、酸化チタン(IV) (ナノ粒子を除く) の製造・取扱いの業務について、適切なばく露防止措置が講じられない状況では、労働者に健康障害を発生させるリスク (以下「リスク」という。) が高いことが認められた。このため、今後、既にリスク評価を実施してリスクが高いとされている「酸化チタン(IV) (ナノ粒子)」と併せて、「酸化チタン(IV)」による健康障害防止措置の検討を行うことを予定しているが、この検討結果を待たず、速やかに労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。) 第 57 条の 3 の規定に基づき、当該物質に関する危険性又は有害性等の調査を行い、その結果に基づき、労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。) 第 576 条、第 577 条、第 593 条、第 594 条等の規定に基づく措置を講ずることにより、リスクの低減に取り組むこと。

#### 2 初期リスク評価を行った物質について

##### (1) 2-ブロモプロパン

初期リスク評価の結果、一部の事業場で、リスクが高い状況が見られたこと、また、ヒトにおける経皮吸収等が指摘されている物質であることから、今後、引き続き詳細リスク評価のためのばく露実態調査を行うとともに、経皮吸収等に関する知見の収集や保護具の使用等作業実態の調査等を行い、これらの情報を踏まえた詳細なリスク評価を行うことを予定している。しかしながら、当該物質は、有害性の高い物質であり、かつ、事業場において高いばく露が生じる可能性があること、また、経皮吸収によるばく露が生じる可能性があることから、今後実施する詳細リスク評価の結果を待たず、速やかに法第 57 条の 3 の規定に基づき、当該物質に関する危険性又は有害性等の調査を行い、その結果に基づき、安衛則第 576 条、第 577 条、第 593 条、第 594 条等の規定に基づく措置を講ずることにより、リスクの低減に取り組むこと。

(2) ノルマルブチル 2, 3-エポキシプロピルエーテル

初期リスク評価の結果、経気道からのばく露によるリスクは低いと考えられるが、ヒトにおける経皮吸収等が指摘されている物質であることから、経皮吸収等に関する知見の収集や保護具の使用等作業実態の調査等を行い、これらの情報を踏まえた詳細リスク評価を行うことを予定している。しかしながら、当該物質は、有害性の高い物質であり、かつ、事業場において経皮吸収によるばく露が生じる可能性があることから、今後実施する詳細リスク評価の結果を待たず、速やかに法第 57 条の 3 の規定に基づき、当該物質に関する危険性又は有害性等の調査を行い、その結果に基づき、安衛則第 576 条、第 577 条、第 593 条、第 594 条等の規定に基づく措置を講ずることにより、リスクの低減に取り組むこと。